

## 平成 20 年度第 35 次宇都宮市住居表示等審議会（第 2 回）会議録

### 1 議題

- (1)町の区域について
- (2)町の名称について
- (3)所管する事務所を定めることについて
- (4)答申(案)について
- (5)その他

### 2 開催日時

平成 20 年 9 月 26 日（金曜日） 開会 午後 2:00 閉会 午後 2:50

### 3 開催場所

宇都宮市役所 議会棟 第 2 委員会室

- 4 出席委員 小林幸雄委員，篠崎茂雄委員，添田包子委員  
鷹嘴芳男委員，宮原和博委員，小堀久雄委員  
島田安子委員
- 5 欠席委員 佐藤義晴委員，八城光男委員，南木功委員  
濱野弘委員，石塚毅委員
- 6 幹事 芳賀駅東口整備推進室長
- 7 事務局 市民生活部，市民課及び駅東口整備推進室職員
- 8 公開・非公開の別 公開
- 9 傍聴者 なし
- 10 会議の状況

### 【1. 開 会】

- 会長 みなさんこんにちは。ただいまから，第 35 次宇都宮市住居表示等審議会第 2 回会議を開催させていただきたいと思います。  
委員の皆様には，大変お忙しい中，ご出席いただきまして，ありがとうございます。
- 事務局 はじめに，本日の会議の定足数について事務局からご報告願います。  
本日の出席委員数は，7 名でございます。  
委員定数の半数以上の委員が出席されており，宇都宮市住居表示等審議会規則第 4 条第 2 項に規定する定足数を満たしておりますので，本日の会議が成立していることをご報告いたします。
- 会長 ありがとうございます。ご報告いただきましたとおり，本日の会議は，要件を満たしているということでございますので，会議次第に従いまして議事を進めてまいります。
- 会長 本日は，傍聴者の方がいないため，このまま進めさせていただきます。

まず、会議録署名委員の選任を行いたいと思います。

会議録署名委員につきましては、小堀委員と島田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員  
会長

異議なしの声。

ご異議ございませんので、小堀委員と島田委員、両委員によりしくお願いいたしたいと思います。

前回5月30日開催の第1回審議会におきましては、「川向町、元今泉1丁目、東宿郷1丁目、東宿郷2丁目及び宿郷1丁目の各一部の区域をもって、町の区域の変更及び設定を実施すること」、「当該区域を所管する事務所を定めること」につきまして、市長より諮問を受け、現地視察などを行いました。

本日は、市長から諮問を受けました、町の区域、町の名称及び所管する事務所を定めることについて、ご審議いただきまして、その後、これらの審議結果に基づき、市長への答申案を決定したいと思います。

皆様からの忌憚のないご意見をいただきまして、議事を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 【2. 議 事】

### 【(1) 町の区域について】

会長

それでは、さっそく議事に入ります。

最初に、「町の区域について」を議題といたしたいと思います。

町の区域について審議するに当たり、町の区域の基本的な考え方について整理しておく必要があるかと思っておりますので、まず、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局

まず、本市における、町の区域の考え方についてご説明いたします。お手元の桃色の冊子「住居表示のしおり」の2ページをご覧ください。

「宇都宮市住居表示整備実施基準」に規定されておりますが、まず「1. 町・街区の境界」にありますとおり、町の境界は、道路・鉄道・河川などによって定めることになっております。

次に、「2. 町のかたち・大きさ」にありますとおり、町のかたちは、その境界が複雑に入り組んだり、飛地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画することとなっております。

また、町の大きさは、当該地域の形態により異なり、おおむね、商業地域は、66,000平方メートル、住宅地域は、132,000平方メートルが基準となっております。

それでは、今回の諮問区域についてご説明いたします前に、資料を配付いたします。

ただいま配付しました資料をご覧ください。向かって左側が「現在

の町の区域」，右側が「新しい町の区域（案）」でございます。

今回の諮問区域であります「宇都宮駅東口土地区画整理事業区域」は，現在，区画整理が進められており，町の性格，用途面から商業地域に区分されます。

先ほど，町の境界は道路・河川などの恒久的な施設によって定めることとはご説明いたしましたが，町の境界線は，旧市役所跡地を基準とし，その基準に近い方の道路・河川などの側線とすることも「宇都宮市住居表示整備実施基準」に規定されております。

この基準に照らしますと，ただいまお配りしました資料，向かって右側の「新しい町の区域（案）」にありますとおり，諮問区域のうち，区画整理により整備された東側道路部分は，それぞれ隣接する東側の町である元今泉1丁目，東宿郷1丁目，東宿郷2丁目及び宿郷1丁目とすることが適当であると考えております。

また，諮問区域の面積は73,224平方メートルとなっておりますが，この東側道路部分を除いた町の区域は，地図の赤い斜線部分で，面積は59,801平方メートルとなり，町の大きさとしては，先ほどご説明しました商業地域の基準である66,000平方メートルとほぼ同規模となっております。

以上で，町の区域の考え方についての説明を終わります。

会長

ありがとうございます。ただいま事務局から，「町の区域の考え方について」説明いただきました。今回の諮問区域は，「住居表示整備実施基準」により，東側道路部分は，東側に隣接するそれぞれの町に含めることになり，それ以外の区域，資料の赤い斜線部分については，同基準に定める町の大きさと，ほぼ同じ規模であるとの説明がありました。東側道路部分の考え方については，基準に沿ったものになりますので，この斜線部分の町の区域につきまして，ご意見がございましたら，お願いいたします。

委員

今のお話ですと，「住居表示整備実施基準」の町の大きさとほぼ同規模とのことなので，この区域をひとつの町とするのが適当であるかと思えます。

会長

ただいまご意見を頂戴いたしましたけれども，他にどなたかご意見はございますでしょうか。

委員

今の意見に賛成します。

会長

よろしいですか。賛成ということで，他にないようですので，今ご意見をいただいたように，賛成という方向で，町の区域について当審議会の意見をまとめたいと思えますが，いかがでしょうか。

それでは，町の区域につきましては，当該区域のうち，東側道路部分は東側に隣接するそれぞれの町に含め，それ以外の区域をひとつの

町とすることで、ご異議ございませんか。

全委員 異議なしの声。

会長 ご異議ございませんので、当該区域のうち、東側道路部分は、東側に隣接するそれぞれの町に含め、それ以外の区域をひとつの町とすることに決定いたします。

### 【(2) 町の名称について】

会長 次に、「町の名称について」を議題といたします。

この区域につきましては、居住者がいないことから、地元住民へのアンケート調査や説明会を開催しないなど、従来の審議会とは進め方も異なってくると考えられます。

ここで、町の名称について審議するに当たり、まず、町の名称の基本的な考え方について、事務局から説明をしていただき、その後、委員の皆様方からご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思います。それでは、町の名称の基本的な考え方につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、町の名称の考え方についてご説明させていただきます。本区域につきましては、すでにご存知のとおり、5つの町の一部の区域が、新たに造成されひとつの町を形成することとなります。

本区域の町の名称を付けるに当たっての基本的な考え方といたしまして、まず、本区域の特徴を端的に表す町名であること、また、市内外に対して、分かりやすく、親しみ深く、覚えやすい表示で、語調のよいものであることがございます。

町の名称につきましては、従来からの名称、または、その区域における由緒ある名称を使用する考え方がひとつ、一方、居住者もなく、現在の町の名称が区域外に残ることもあり、本市の新たな都市拠点となる新しい町の名称を付けるという考え方の2つがございます。

以上で、町の名称の考え方について説明を終わります。

会長 ありがとうございます。町の名称の考え方につきまして、事務局の説明が終わりました。

従来からの町の名称を使用するか、新しい町の名称を付けるか2つの考え方がございますが、どちらが当該区域に相応しいか、まずご審議をいただき、その後、具体的な町の名称をご審議いただくというような進め方をしたいと思います。

はじめに、従来からの町の名称を使用するか、新しい町の名称を付けるかについて、委員の皆様のご意見をお伺いいたします。

委員 既存の5つの町は、他の地域にそのまま名称が残ります。当地区は、新しくまちづくりを進めていく地域ですので、新しい町の名前を付け

たほうがよろしいかと思えます。参考までに、他市で類似の事例等がありましたら、お聴きしたいと思えます。

会長

ただいま、新しい町の名称を付けたらどうかのご意見をいただきましたが、皆様からのご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

また、駅周辺の土地区画整理事業により、新しい町の名称が誕生した事例などがありましたら、事業の施行を担当されている幹事の駅東口整備推進室長にご説明いただきたいと思えますが、幹事いかがでしょうか。

幹事

はい、ご指名でございますので、前回いろいろお話ししましたように、駅東口にも非常に歴史がありまして、その間いろいろな他の事例等を参考にしながら事業を進めてまいりました。

今お話しのように、新しい駅前で、全国的に新しい開発をして新しい町名にしている所は、かなり事例がありますが、近いところだと、「さいたま新都心」があります。こちらは国の地方分散ということで、関東地方にある国の出先機関をまとめようということで大宮の隣りですけれども、新都心を作った折に、ずばり「新都心」という町名にしております。新都心何丁目という名称でまさに名は体を表す事例だと思います。

それから、私どものほうで、開発する際に非常に参考にさせていただいた所で、高松の駅前があります。高松というのは、駅と高松港が直結してしまっていて、そこは遊休地を活かしたまちづくりをしてきた所でございます。そちらはカタカナで「サンポート」。サンはもちろん太陽、ポートは港を表し、光り輝く港ということで、カタカナですけれども、「サンポート」という新しい町名を付けたという事例もございます。

それから、一番近い例を調べてみたのですけれども、仙台の近郊に「長町駅」という駅がありまして、その駅前の区画整理による新都心開発に伴いまして、こちらには、旧来「長町」という町名がありましたが、「あすと長町」という新しい町名を付けました。長町はそのままですが、「あすと」というのは、明日の都と言う意味で、これを平仮名で「あすと」と表します。もともとの開発の名称である「あすと長町開発」から町名が付いたと思えますが、漢字と平仮名が混ざった表記で、「あすと長町1丁目・2丁目」という名称になっています。

あとは、駅直近ということではないのですが、皆様も良くご存知のところ、横浜の「みなとみらい」があります。駅周辺、駅ももちろんありますが、かなり大規模な100ヘクタールを超えるような区画整理をやっていますが、旧来の埋め立てもありましたので新しい町に

なり、事業の途中でいろいろ議論もあったようですが、「みなとみらい」という町名を付けまして、「みなとみらい1丁目・2丁目」と、今では町名以上に全国的に有名になっていると思います。以上が、新しい町名を付けた主な事例でございます。ご参考になればと思います。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明を参考に、審議を続けていきたいと思っております。他にご意見のある方はいらっしゃいますか。

会長 よろしいでしょうか。他にご意見はございませんか。ないようでしたら、ここで、町の名称の考え方について、当審議会の意見をまとめたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

全委員 異議なしの声。

会長 はい、異議なしというご発声をいただきましたので、当該区域につきましては、新しい町の名称を付けるということでご異議ございませんか。再度確認をさせていただきます。

全委員 異議なしの声。

会長 はい、ありがとうございます。ご異議ございませんので、当該区域につきましては、新しい町の名称を付けることに決定したいと思っております。それでは引き続き、具体的な町の名称につきまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。

委員 新しい町の名前と言いましても、なかなか難しいと思っております。そこで、先ほどの町の名称の基本的な考え方に沿った事務局の案があれば出してもらって、それを基に審議するということがいかがでしょうか。

会長 はい、ただいまご提案がありましたけれども、事務局に案があれば出してもらい、それを基に審議するというご意見がございましたが、ご異議ございませんか。

全委員 異議なしの声。

会長 はい、それではそのように進めたいと思っております。事務局案がございましたら、お願いをいたします。

事務局 事務局案がございます。

会長 はい、お願いします。資料など何か配付するものがございましたらお願いします。

事務局 ただいま、配付いたしました資料をご覧ください。「1の町名を付けるに当たっての基本的な考え方」につきましては、先ほどのご説明のとおりでございますが、(1)の当該地区の特徴を端的に表す町名であることを受け、当該地区の特徴についてご説明いたします。

「2の当該地区の特徴」のうち、(1)21世紀における本市の新たな都市拠点となる本地区の特徴といたしましては、本市の顔として新たに造成された業務地区であること、複合機能を有した新たな都市拠点として

発展する地区であること、市民、来街者、交通、情報等の広域交流地区であること、新たなまちへのゲート地区であること、また、JR宇都宮駅東口の正面に位置し、駅東地区への玄関口であることなどがあげられます。

これらの特徴を踏まえた新しい町の名称につきましては、「3の当該地区の特徴を踏まえた新町名の要素」にありますとおり、市内外の企業や市民に対して、「宇都宮」をアピールできるもの、先進性、斬新性、将来性等がイメージできるもの、当該地区の位置や新たな入口を示したものが望ましいのではないかと考えます。

この考え方にに基づき、本区域の特徴を的確に表現できるキーワードといたしまして、「宮」、「未来」、「夢」、「駅東」、「口」を導き出したところです。このキーワードの組み合わせによってできる、「宮みらい」、「夢の宮」、「駅東口」の3つの案を「4の町名案」に挙げております。

以上で、町の名称案の説明を終わります。

会長 はい、町の名称案についての事務局の説明をいただきました。3つの町の名称案が出されましたが、ご意見等ございましたらお願いいたします。

委員 私は、この3つを見て消去法で考えました。「駅東口」というのは、確かに駅東にあるので、どうってことないかなと思います。「夢の宮」は、何の宮様と皇室を連想するような感じを受けるので、町の名称としてはどうでしょうか。最終的には「宮みらい」ですが、これだとやはり何というのですかね、宇都宮というイメージをもう少しどんと出すには、やっぱりこういった新しい名称を付けて、アピールして、また将来に向けて発展できるようなイメージがあるようなネーミングが私個人的にはいいような気がします。

会長 はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

委員 「宮みらい」、この「みらい」という平仮名について、正直、未来というイメージがすごくいいなという感じがしまして、それを平仮名で表現することが、また今回の町名にはピッタリするなという気が私にはしています。それは、私は女性団体を代表して委員を務めさせていただいておりますが、市制100年があり110年ということで、一昨年は全国から都市会議を開きました。その時のメインテーマがなかったことを考慮しながら、昨年、今年にかけては、「ワークライフバランス」という具体的な施策を取り入れたりしてまいりました。この「みらい」というのが、割と皆様の中にすごくいろいろな形の切り口で愛称に近いようなもの、自分の先を見越した課題ということで取り込まれておりますので、言葉だけの「宮未来」の感じというよりは、「宮」とここにいう平仮名の「みらい」これはいいなと思い、私は賛同したいと今強く感じ

ました。今までは、平仮名でなく漢字で使っていたのですが、この町名というときの「みらい」は、このほうがずっと良いなという感じがいたします。

会長 ありがとうございます。他にご意見はございませんか。

委員 ここに3つありますが、駅東口はもう駄目ですよね。もう通称ですから。そうすると、「宮みらい」か「夢の宮」か。これ、市長さんあたりの希望はどうなんですか。

事務局 最終的には、答申をいただいてからの報告という形を考えております。

委員 「宮みらい」か「夢の宮」のどちらかですよ。将来全部工事が完成すれば、かなり立派なものですよね。そういう考えが、ハイカラかモダンか。夢のある名称がいいと思います。

会長 他にございませんでしょうか。

委員 反対意見になるかと思いますが、確かに今「駅東口」、「駅西口」という愛称みたいな形で私たち市民の中には定着しているのは事実だと思うんですよ。その「口」というところが、町名になった時にどうかなと思いました。ただ今日私バスの中で今までの資料を開きながら来たんですけど、駅東口土地区画整理事業のこれからの21世紀のまちづくりをリードするという形で、事業のチラシを見せていただいたりして、このような流れの中で「みらい」という形もやはり使っているのかなという気がいたしました。そのようなことを考えながら参加させていただいておりますが、皆さんからいろいろ思っていることを発言していただいたほうが、よろしいかと思えます。

会長 そうですね。まだご意見をいただいている方、いかがでしょうか。

委員 発言なし。

委員 内容を見せていただくと、これまでの東口とは違ったまた新たなイメージを強く出してもいいかなと感じました。

会長 ありがとうございます。その他、率直なご意見等ございましたら、お願いいたします。

委員 特にありません。

会長 他にご意見ございませんか。

会長 よろしいですか。他にないようですので、町の名称について当審議会の意見をまとめたいと思うのですが、いかがでしょうか。

先ほどより、いろいろな方からご意見を頂戴いたしまして、「宮みらい」というのがいいのではないかということでご意見を頂戴しておりますが、当審議会としてこちらで進めていくという考え方でまとめていきたいと思っておりますけれども、ご異議はございませんでしょうか。

この審議会で決定をして答申して行く訳ですから、当然私どもで決

めたことが、歴史に名を残すという形になりますので、そう簡単には「はい」とはならないのかもしれませんが、事務局のほうからご提案をいただいて、また委員の方からも「宮みらい」というのがいいのではないかという意見を頂戴いたしました。それぞれの方々からご意見を頂戴いたしました中で、「みらい」という名前を付けるということで、宇都宮市の将来の発展を考えれば、「宮みらい」というのいいのかなと私は思っている次第です。けれども、まあなかなか先ほども申し上げたとおり、私どもの決定事で歴史に残り、また地図にもしっかりと「宮みらい」と残るのですから、簡単という訳にはいかないでしょう。是非皆様のほうから他にご意見等がございましたら、また頂戴しながら進めてまいりたいと思います。いかがでしょうか。

委員 「宮みらい」という名前で賛成。斬新的な名前ですし異議なしということで。この3つの中ではこれが一番よろしいと思います。

会長 よろしいでしょうか。

全委員 はい。

会長 よろしいですか。それでは、当審議会として「宮みらい」という形で決定させていただきたいと思っておりますので、再度確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、「宮みらい」ということで決定させていただきます。よろしいですね。

全委員 異議なしの声。

会長 それでは、町の名称は「宮みらい」に決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

### 【(3) 所管する事務所を定めることについて】

会長 次に、「所管する事務所を定めることについて」を議題といたします。所管する事務所につきましては、事務局に案がございましたら、出していただき、それを基に審議することによろしいでしょうか。

全委員 異議なしの声。

会長 ご異議ございませんので、そのように進めてまいりたいと思います。事務局のほうから案がございましたら、よろしく願いいたします。

事務局 事務局から説明をさせていただきます。

会長 はい、お願いいたします。

事務局 これは、新しい町の区域及び名称の誕生に伴いまして、所管する事務所を、本庁、地区市民センター、出張所のいずれかに定めるものでございます。

事務局といたしましては、現在、当該区域を構成する川向町、元今泉1丁目、東宿郷1丁目、東宿郷2丁目及び宿郷1丁目の5つの町はすべて本庁の所管でありますので、従来の所管区域にならい、新しい

町の名称の「宮みらい」も所管する事務所は「本庁」と考えております。

以上で、「所管する事務所を定めること」についての説明を終わります。

会長 「所管する事務所を定めることについて」、事務局から本庁所管という案が出されました。これにつきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

会長 特にご意見等はございませんでしょうか。

全委員 ありません。

会長 特に無いということでございますので、当審議会の意見をまとめさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

全委員 異議なしの声。

会長 はい、それではご異議ございませんので、当該区域を所管する事務所につきましては、「本庁」とすることで再度確認させていただきますが、ご異議ございませんか。

全委員 異議なしの声。

会長 はい、ありがとうございます。

ご異議ございませんので、当該区域を所管する事務所につきましては、「本庁」とすることに決定いたします。

#### 【(4) 答申(案)について】

会長 次に答申案についてでございます。

市長から諮問のありました事項につきまして、審議は終了いたしましたので、続きまして、「答申書」の原案についてご審議いただきたいと思っております。

本日ご承認いただきました「町の区域」、「町の名称」、「当該区域を所管する事務所」につきまして、市長に「答申書」を提出することになります。

事務局に答申案を作成していただき、その間、暫時休憩といたします。再開予定は5分後といたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

#### 暫時休憩、休憩後再開

会長 それでは、引き続き審議を進めてまいりたいと思っております。お手元に、答申書(案)を配付いたしました。大変申し訳ございませんけれども、事務局のほうで、答申案を読み上げていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、答申案を朗読させていただきます。

「答申」

住居表示実施区域における一部の町の区域の変更及び設定の実施について

宇都宮市長 佐藤 栄一様

平成20年5月30日付け、宮市第125号で諮問のありました「川向町、元今泉1丁目、東宿郷1丁目、東宿郷2丁目及び宿郷1丁目の各一部の区域をもって、町の区域の変更及び設定を実施すること」、「当該区域を所管する事務所を定めること」について、慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、当審議会は、次のとおり答申します。

- 1 町の区域については、別図1を別図2のとおり変更する。
- 2 町の名称については、別図2のとおりとする。
- 3 当該区域を所管する事務所は、本庁とする。
- 4 理由については、別紙のとおりとする。

第35次宇都宮市住居表示等審議会

会長 宮原 和博

続きまして、別紙の理由書を読ませていただきます。

「理由書」

1 町の区域について

当該区域のうち、東側道路部分は、東側に隣接するそれぞれの町に含め、それ以外の区域は、地域の特性、面積、街区数等を考慮したうえで、新しいひとつの町とする。

2 町の名称について

- (1) 当該区域は、5つの町にまたがっており、各一部の区域が新たに造成され、新しいひとつの町を形成することから、新しい町の名称を付することが望ましい。
- (2) 21世紀における本市の新たな都市拠点（顔）として、また県都の玄関口として発展が期待される当該区域の特徴から、「宮みらい」を使用することが相応しい。

3 当該区域を所管する事務所について

従来の所管区域に準拠し、本庁とすることが妥当である。

以上でございます。

会長

只今、事務局のほうから、答申案について説明していただきました。ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

会長

ありませんでしょうか。ただいまの案につきまして、ご意見、ご質問がなければ、答申書（案）のとおり、市長に答申をすることによってよろしいでしょうか。

全委員 異議なしの声。  
会長 異議なしということでご発声を頂戴いたしましたので、進めてまいりたいと思います。なお、市長への答申につきましては、日を改めて行いたいと思いますが、私と副会長にご一任いただきたいと思います。いかがでしょうか。

全委員 異議なしの声。  
会長 はい、ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。後日、私と副会長から市長へ答申書をお渡ししたいと考えますので、よろしく申し上げます。

### 【(5) その他】

会長 「その他」といたしまして、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

会長 特になければ、事務局から何かありますでしょうか。  
事務局 ございます。

会長 はい、お願いいたします。

事務局 それでは、住居表示実施までの流れについてご説明いたします。  
当初、審議会の開催は3回を予定しておりましたが、委員の皆様のご理解、ご協力によりまして、本日、答申案を決定することができました。第35次の審議会につきましては、今回をもって終了となります。

今後、会長、副会長の皆様には、日を改めまして、ただいまご承認をいただきました答申書を市長にお渡ししたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

市長に答申しました案につきまして、12月議会の承認を得て、平成21年1月に告示を行います。その後、町の区域の変更及び設定の実施に向けて準備作業を進め、平成21年3月下旬頃に区画整理の換地処分と合わせまして、実施する予定でございます。

なお、実施に際しましては、今後、広報紙等で市民の皆様にお知らせしてまいります。

以上でございます。

会長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

ご質問等がないようでしたら、以上をもちまして、本日子定しておりました議事は、すべて終了となります。

### 【3 閉 会】

会長 これまで、皆様には、町の区域の変更及び設定の実施等につつま

して慎重にご審議をいただいてまいりました。

おかげさまをもちまして、「川向町,元今泉1丁目,東宿郷1丁目,東宿郷2丁目及び宿郷1丁目の各一部の区域をもって,町の区域の変更及び設定を実施すること」,「当該区域を所管する事務所を定めること」を市長に答申する運びとなりました。委員の皆様方のご理解とご協力に,心から感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

以上をもちまして,第35次宇都宮市住居表示等審議会を閉会いたしたいと思っております。本当にご協力いただきましてありがとうございました。

会議録署名委員

小堀久雄

会議録署名委員

島田安子